

議案第 8 2 号

財産の無償貸付けについて

財産（移動通信用鉄塔施設等）を下記のとおり無償貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月 8 日提出

天理市長 並 河 健

記

1 無償貸付けする財産

所 在	天理市下仁興町 1 5 3 5 番地
建 造 物	移動通信用鉄塔（鋼管柱型 地上高 1 5 m）
附属設備	アンテナ及び受電設備等
施設面積	3 5 m ²

2 貸付けの相手方 大阪市北区梅田一丁目 1 0 番 1 号

株式会社 N T T ドコモ

常務執行役員関西支社長 紀 伊 肇

3 無償貸付けの理由

本移動通信用鉄塔施設等について、本市の東部山間地域のように世帯数の極めて少ない地域では、採算性等の問題から民間通信事業者単独による整備が見込めないことから、市が実施主体となって当該施設等を建設し、平成19年2月1日から平成29年1月31日まで無償貸付けを行っているところであり、引き続き通信インフラの重要な施策であるという認識の下、地域住民の利便の向上を図ることを目的として、当該施設等の無償貸付けを行うものである。

4 貸付期間 平成29年2月1日から平成39年1月31日まで